

1	審議会名	令和7年度第4回安曇野市介護保険等運営協議会
2	日 時	令和8年3月26日(木) 午後1時から午後1時45分まで
3	会 場	本庁舎3階 全員協議会室
4	出席者	山崎さとみ委員、西村康正委員、中村守良委員、笠原健市委員、内川恵委員、池田陽子委員、中島美智子委員、高橋喜博委員、丸山眞一委員、小澤悠維委員、荒川あゆみ委員、高橋君江委員、山本雅枝委員、三浦友和委員、三澤保雄委員(欠席委員:高橋香代子委員)
5	市側出席者	響福祉部長、中澤高齢者介護課長、内川高齢者介護課長補佐、市川包括支援担当係長、瀨高齢者介護課長補佐、塩原介護保険担当係長、望月認定調査係長、岩原包括支援担当係長、西牧中部地域包括支援センター職員、山田北部地域包括支援センター職員、山岸南部地域包括支援センター職員、太平主査
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴者	1人
8	会議概要作成年月日	令和8年3月27日
協 議 事 項 等		
I 会議の概要		
1	開会	(中澤課長)
2	あいさつ	介護保険等運営協議会会長あいさつ(中島会長)
3	会議事項	
	(1)	令和8年度安曇野市地域包括支援センター設置運営方針(案)について (資料1) (当日資料1)
	(2)	令和8年度指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定(案)について (資料2)
	(3)	総合事業サービスAの報酬改定について (当日資料2)
	(4)	第10期安曇野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について (資料3)
4	報告事項	(当日資料3)
5	その他	(福祉部長あいさつ等)
6	閉会	(笠原副会長)
II 審議概要		
3	会議事項	
	(1)	介護保険事業の実施状況報告について 事務局が資料1について説明 事前に頂いた委員からの資料1に対する質問等に対する回答(当日資料1にて説明)。
	質問1	
	・2-13	相談又は苦情等に対する窓口の設置 ①地域包括支援センターに対する苦情、②地域包括支援センターに寄せられる介護事業所等に対する苦情、①、②のどちらの苦情なのかわかりにくい。
	回答	ここでの記載内容は、地域包括支援センターが対応した利用者等からの相談、苦情を指しています。そのため「①地域包括支援センターに対する苦情」になります。
	質問2	
	・3-2	在宅医療・介護連携の推進 安曇野市リビングウィルの普及啓発について、安曇野市リビングウィル(事前指示書)が作成されましたが、今後包括の活用によっては、改善点等があれば事前指示書の変更もあるのでしょうか。

回答

安曇野市リビングウィルについては、令和8年1月より、高齢者介護課の窓口、各地域包括支援センターで配布をしています。課題等については、毎月の包括定例会で確認をしています。今後も運用状況を確認しつつ、安曇野市在宅医療連携推進協議会にて、必要に応じて見直しをしていきます。

その他質疑なし

(2) 令和8年度指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定(案)について

事務局が資料2を説明。

質疑なし

(3) 総合事業サービスAの報酬改定について

事務局が当日資料2を説明

質疑なし

(4) 第10期安曇野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について

事務局が資料3を説明。

委員：計画策定のスケジュール案等については、異議ありません。

10期介護保険事業計画の策定に対して意見、提案を申し上げたい。安曇野市内に地域密着型デイサービスが約30カ所あるが、認知症対応型デイサービスは4カ所あり、4カ所とも市内南部地域にある。10期計画を策定する際に市内北部に認知症対応型デイサービスが設置できるよう応援してもらえるとありがたい。

事務局：10期計画策定について、前向きに検討させていただく。また包括支援担当では認知症対策としてオレンジカフェ、チームオレンジ、生活支援体制整備の方とも連携しながら市民の皆様への理解を含め周知し、10期の計画の中でもう少し発展させることができればと思う。

(全体をとおしての質疑応答)

特になし

4 報告事項

事務局より当日資料3を説明

質疑なし

5 その他

事務局より令和8年度第1回協議会の日程について説明

(全体をとおしての質疑応答等)

委員：生活支援体制整備事業で認知症を地域の課題として話し合った。市、社協、地域の団体と連携を持ちながら、地域包括支援センターに繋げていき、地域にある資源を大事にして、できることは徐々に私たち自らの手でやっていかなければいけない。認知症は、本当に真剣に考えていかなければならない大きな課題。今日ここに参加されている方々ともネットワークを組みながら地域包括支援センターに繋げ、地域の活動の中に認知症の課題を掲げていければいいと思う。

福祉部長あいさつ

6 閉会(笠原副会長)

令和7年度「第4回安曇野市介護保険等運営協議会」会議次第

日時：令和8年3月26日（木）13：00～14：30

場所：安曇野市役所3階 全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

- (1) 令和8年度安曇野市地域包括支援センター設置運営方針（案）について【資料1】
- (2) 令和8年度指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定（案）について【資料2-1～3】
- (3) 安曇野市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画の策定スケジュールについて【資料3】

4 その他（報告等）

【当日資料】

5 閉 会

【配付資料】

- | | |
|---------|--|
| 資料1 | 令和8年度安曇野市地域包括支援センター設置運営方針（案）について |
| 資料2-1～3 | 令和8年度指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定（案）について |
| 資料3 | 安曇野市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画の策定スケジュールについて |
| 参考資料1 | 安曇野市介護保険等運営協議会委員名簿 |
| 参考資料2 | 安曇野市介護保険条例一部抜粋 |
| 参考資料3 | 安曇野市介護保険規則一部抜粋 |

NO	質問	回答
1	<p>2-13 相談又は苦情等に対する窓口の設置</p> <p>①地域包括支援センターに対する苦情 ②地域包括支援センターに寄せられる介護事業所等に対する苦情 ①、②のどちらの苦情なのかわかりにくいと思いました。</p>	<p>ここでの記載内容は、地域包括支援センターが対応した利用者等からの相談、苦情を指しています。そのため「①地域包括支援センターに対する苦情」になります。ご指摘の点を踏まえて、本文の「地域包括支援センターの苦情処理」を「地域包括支援センターに対する苦情処理」に修正します。</p> <p>なお、地域包括支援センターで受けた「②地域包括支援センターに寄せられる介護事業所等に対する苦情」については、介護事業所等の指定状況や内容に応じて、長野県介護支援課及び安曇野市高齢者介護課、長野県国民健康保険団体連合会へつなぎます。</p>
2	<p>3-2 在宅医療・介護連携の推進</p> <p>安曇野市リビングウィルの普及啓発について、安曇野市リビングウィル（事前指示書）が作成されましたが、今後包括の活用によっては、改善点等があれば事前指示書の変更もあるのでしょうか。</p>	<p>安曇野市リビングウィルについては、令和8年1月より、高齢者介護課の窓口、各地域包括支援センターで配布をしています。課題等については、毎月の包括定例会で確認をしています。今後も運用状況を確認しつつ、安曇野市在宅医療連携推進協議会にて、必要に応じて見直しをしていきます。</p>

令和8年度介護報酬改定に対応した総合事業サービスAの報酬（案）

- 介護職員の処遇改善や生産性向上に向けて、令和8年度介護報酬改定により、介護サービスの報酬が改定される（改定率+2.03%：訪問介護相当サービスは処遇改善加算が最大2.87%上乗せ、通所介護相当サービスは処遇改善加算が最大1.27%（定員19人未満の場合）上乗せ。）
- 昨今の物価や燃料費高騰の影響がある中で、**総合事業サービスAのサービス提供の継続、経営の安定化を図るため総合事業サービスAの報酬を改定したい。**

【改正前】

訪問型 A	基本報酬	
	1回 あたり	(20分以上60分未満) 206単位 (20分未満) 100単位

2.87%
上乗せ

【改正後（令和8年6月から）】

基本報酬	
1回 あたり	(20分以上60分未満) 212単位 (20分未満) 103単位

通所型 A	基本報酬	
	1回 あたり	358単位

1.27%
上乗せ

基本報酬	
1回 あたり	363単位

○報酬設定の考え方

- ・相当サービス事業所が処遇改善加算を算定するためには各種算定要件を満たすことや必要な届出を行うこととしている。また、処遇改善加算は他の各種加算減算を適用した後に計算することとされている。
- サービスAについては介護人材のすそ野の拡大、高齢者への多様なサービスの提供という視点から普及拡大を図る必要があり、人員配置や設備基準等の運営基準を緩やかにしているとともに、届け出書類等の省略や算定構造の簡略化をしている。しかしながら、物価や燃料費高騰の影響は相当サービス事業所と同様に受けることが考えられるため、相当サービス処遇改善加算の最大加算率を参考にして一律に基本報酬に上乗せすることとしたい。

指定地域密着型サービス事業者に対する行政処分について

介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という）第78条の10第6号の規定に基づき、下記のとおり指定地域密着型サービス事業者に対して行政処分を行いました。

記

1. 対象事業者

法人名 社会福祉法人すばる安曇野共生会 理事長 西 朋生
所在地 長野県安曇野市穂高有明 3074 番地 4

2. 対象事業所

名 称 特別養護老人ホーム 穂高苑
所在地 長野県安曇野市穂高有明 3074 番地 4
サービス種別 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

3. 処分年月日 令和8年3月6日（金）

4. 処分内容 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の
指定の一部効力停止 6箇月（介護報酬上限7割）

5. 処分期間 令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水）

6. 処分事由

人格尊重義務違反（法第78条の10第6号）

- (1) 1名の利用者に対し、手を十字にして押さえつけて介助し内出血等のケガを負わせた。（身体的虐待）
- (2) 入所者24名中17名に対し4点柵を使用する身体拘束が実施されていたが、緊急やむを得ない場合の要件を満たすかどうかの適正な手続きを経ておらず、記録も行っていなかった。（身体的虐待）

7 高第 6576 号
令和 8 年 3 月 26 日

安曇野市介護保険等運営協議会委員 各位

安曇野市福祉部高齢者介護課長

介護予防支援事業所の指定に係る意見等に対する回答について（通知）

日頃から本市の介護保険運営についてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、下記事業所の指定について委員の皆様からいただいたご意見等を申請者に通知したところ、一部のご質問等に対する回答がありましたのでお知らせいたします。

ご多用のところご協力いただきありがとうございました。

記

- 1 事業者 医療法人愛友会
- 2 事業所 居宅介護支援事業所アイ・ユーほたか
- 3 事業種別 介護予防支援
- 4 事業開始予定日 令和 8 年 4 月 1 日
- 5 その他連絡事項 今回お送りした資料が見えにくいとのご指摘をいただきました。複写の関係上見えにくくなってしまい大変申し訳ありませんでした。今後資料をお送りする際には注意いたします。

安曇野市福祉部高齢者介護課
(課長) 中澤
介護保険担当
(係長) 塩原 (担当) 小倉
電話 0263-71-2472 (直通)

(別紙)

回答書

令和 8年 3月 6日

(宛先) 安曇野市長 殿

指定申請者

住所 安曇野市穂高 4563-7

名称 居宅会支援事業所アイ・ユーほたか

代表者 理事長 村山 幸一

安曇野市介護保険等運営協議会委員からの意見等のうち、質問等があった事項について、下記のとおり回答します。

記

質問事項	回 答
運営規程の第7条6「モニタリングでは少なくとも月に1回居宅を訪問。介護予防支援では、少なくとも3ヶ月に1回居宅を訪問」に違和感がありました。1回の訪問でモニタリングと介護予防支援を両方実施することもあると解釈してよろしいでしょうか。	介護支援と介護予防支援それぞれのモニタリング訪問の最低限の頻度として、介護支援の方は月に1回、予防支援の方は3ヶ月に1回という意味で記載しています。
運営規程の第11条2「事故に際して <u>採った</u> 措置」は「事故に際して <u>取った</u> ～」ではないでしょうか。	採った→取ったに誤字を修正しました。

令和8年度 安曇野市地域包括支援センター設置運営方針（案）

I 地域包括支援センターの設置方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を続けられるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないようにする予防対策、そして、個々の高齢者の状況や変化に応じて介護サービス・医療サービスを始めとする様々なサービスを継続して提供できる仕組みが必要となります。

地域包括支援センターは、地域の関係機関等とネットワークを構築し、地域における高齢者の心身の健康保持と生活安定のために必要な相談・援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を総合的・包括的に継続して支援を行う地域包括ケアを推進します。さらに、地域住民の様々なニーズに応えることのできる高齢者福祉の地域拠点となることを目指します。

II 基本的な運営方針

安曇野市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）に基づき、地域包括支援体制の充実のために、地域包括ケアの中核機関となる地域包括支援センターの総合相談の対応力向上、家族介護支援の充実のため体制整備をし、機能強化を図ります。

1 介護予防事業の充実

高齢者の多くは、住み慣れた地域で生活を続けることを望んでいます。しかし、高齢者になると疾病や心身機能の低下等により、これまでどおりの自分らしい生活を続けていくことが困難になることが多くなります。加齢に伴う日常生活上の問題には、自分で解決できることや家族や地域の力を借りて解決することのほか、専門職の知識や助言、支援が必要な場合もあります。

地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者の総合相談窓口として、高齢者自身の意思を尊重し、自助努力を基本に住み慣れた環境下で、自分らしい生活を継続することができるように、**介護保険サービス以外の介護予防事業や地域の通いの場に関する情報提供や繋ぎを含め、高齢者の心身状況に応じた支援を行います。また、地域住民に対し出前講座等を通じて介護予防に関する知識の普及啓発に努めます。**

2 地域におけるネットワークの構築

心身の機能に衰えがある高齢者にとっては、住み慣れた地域に住み続けることによって、安心して安定した生活が維持されるという面もあります。地域で暮らす高齢者

の生活を支えるためには、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスや生活支援サービス、さらに地域の支え合い活動やボランティア活動を含めた地域における様々な社会資源を結びつけることが重要です。

地域包括支援センターは、地域において、行政機関・医療機関・サービス事業者・民生児童委員・地域の関係者等とのネットワークを構築し、その調整役として、高齢者一人一人の状況に合ったサービスや地域の活動につなげられるようきめ細やかな相談・支援を実施します。

3 チームアプローチによる業務

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されています。各職員が業務の理念を理解したうえで、常に相互に情報を共有し、多様化・複雑化した相談に対しても、それぞれの専門性を生かし、多様な視点から問題の解決を図ることが重要です。3職種がそれぞれの分野に関する各種サービスや制度等についての最新情報を把握すると共に、チームアプローチを円滑かつ確実に行えるよう、各地域包括支援センターで事例検討会等を開催し、相談・支援のレベルアップに努めます。

4 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員の個別ケースに関するサポート等後方支援を行うことで、ケアマネジメント力の向上を図ります。また、関係機関との連携やネットワークづくりの支援を行うことで、地域包括支援センターに相談しやすい体制を構築します。

5 地域包括支援センターの機能強化

令和7年度から3か所の地域包括支援センターをすべて委託で運営し、各地域包括支援センターの業務の平準化と人員体制の強化により、包括的支援事業の取組の充実を進めます。

また、市所管課がセンター間の調整や委託の地域包括支援センターの後方支援等の基幹機能を担い、どの地域に住む高齢者にとっても、同様の支援が受けられるよう3包括が連携した取組を推進します。

6 家族介護者への相談支援の実施

高齢者の総合相談窓口として介護や福祉、医療などに関することをはじめ、認知症、ヤングケアラー等介護問題、介護疲れや悩みなどに対して関係機関との連携を図り対応します。

7 市との連携強化

地域包括支援センターの業務は多岐にわたり、市の多くの部署と連携しています。市の関係部署との日常的な連携強化のほか、支援困難ケース等について迅速に対応できるように、事例ごとに連携を図り、問題解決に努めます。

8 公正・中立性の確保

地域包括支援センターは、介護保険制度をはじめとする市町村の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」です。このため、特定の事業者等に対し、不当に偏った活動を行うといったことなく、公正で中立性の高い事業運営を行います。

9 事業評価の実施

地域包括支援センターが継続的に安定した事業を実施するため、地域包括支援センターとして事業評価を行い、課題を整理することで業務の改善につなげます。

市は、地域包括支援センターの自己評価を受け、介護保険等運営協議会の意見を踏まえ、各地域包括支援センターの業務や体制を評価します。

10 緊急時・感染症対策

緊急時や感染症の拡大に備え、平時から医療機関、保健所、介護保険サービス事業所等との連携体制づくりや研修等を行います。

11 個人情報の取り扱い

地域包括支援センター業務の遂行にあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することがないように、守秘義務と情報管理の徹底を図ります。

個人情報漏洩等が起こった際には速やかに市所管課へ報告の上、該当者へ通知するとともに、関連する法令に従い個人情報保護委員会へ報告を行い、当該委員会の指示に従います。

12 カスタマーハラスメントへの対策

地域包括支援センター業務の遂行にあたっては、業務が阻害されるようなカスタマーハラスメントを予防する取組を行います。

13 相談又は苦情等に対する窓口の設置

地域包括支援センターの苦情処理はセンターの管理者が窓口となります。苦情処理にあたっては、円滑かつ迅速に行うための体制、手順を明確にします。

Ⅲ 重点的に取り組む業務

1 地域ケア会議体制における地域ケア個別会議・地域包括ケア連携会議の実施

安曇野市の地域包括ケアシステムの構築を目指した、「地域ケア個別会議」「自立支援型地域ケア個別会議」では、個別のケースが抱える課題から、地域に共通する課題の発見・把握に努めるとともに、介護支援専門員のケアマネジメント実践力を高め、地域の関係機関相互の連携を強化します。また、定例開催の自立支援型地域ケア個別会議においては、各地域包括支援センターの主任介護支援専門員が市所管課と連携し

自立支援に繋がる効果的な会議運営を目指します。

地域包括支援センターと市所管課と合同で開催する地域包括ケア連携会議では、地域ケア個別会議における課題集約と未解決課題の検討を行い、成功事例については、関係機関へ情報発信を行います。また、政策に反映する事項等は地域包括ケア推進会議へつなげ、政策形成を目指します。

引き続き地域ケア会議体制の充実を図り、地域包括ケアシステムの進化を目指します。

2 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護の関係機関等からの相談に対応します。

自分の意思で選択ができ、人生の最期まで自分らしい生活をおくることができるよう、エンディングノート、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）、リビングウィルの普及啓発に努めます。

また、安曇野市在宅医療連携推進協議会と連携し、市が取り組む在宅医療・介護連携のための事業の推進に努めます。

3 認知症施策の推進

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づき、市と連携し認知症施策の推進に努めます。

地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員を中心に、認知症相談への対応や支援、オレンジカフェ（認知症カフェ）や本人ミーティングへの取組支援、チームオレンジの運営支援、医療・介護の関係機関との連携を図ります。また、認知症サポーター養成講座等を通じた、認知症に対する理解を深める啓発活動や、「認知症見守りネットワーク事業」「見守りシール交付事業」の普及に努め、地域による見守りネットワークの充実と連携強化を図ります。

さらに、令和7年度から地域包括支援センターに配置された認知症初期集中支援チーム員が市のチーム員とともに認知症の者、認知症が疑われる者等に対して、初期の支援を包括的及び集中的に行います。

4 生活支援体制整備事業との連携

生活支援体制整備事業の協議体への参加や第2層生活支援コーディネーターとの連携により日常生活圏域ごとに地域のニーズや社会資源を把握するとともに、関係機関と連携を図り地域包括ケアの推進に努めます。

5 地域密着型通所介護等運営推進会議との連携

地域密着型通所介護等運営推進会議に参加し、地域と介護サービス事業者の良好な関係構築に向けた支援を継続し、地域包括ケアの推進を図ります。

IV 個別業務の実施方針

1 第1号介護予防支援事業

高齢者自身が、地域において介護予防および日常生活支援を目的として、自らの選択に基づき、自立した日常生活を送ることができるよう必要な援助を行います。

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が、身近な地域における高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービス利用や機関・制度へつなぎ、継続的に支援します。また、ネットワークを通じた地域の高齢者の実態把握に努め、身寄りのない一人暮らし高齢者や要介護高齢者については、必要に応じて市所管課と連携し早期対応を図ります。

(2) 権利擁護業務

高齢者が安心して自分らしく尊厳ある生活ができるように、高齢者虐待や消費者被害等の権利擁護に関する相談及び支援を行います。消費者被害については、訪問時に情報提供を行い被害防止の啓発活動に努めます。さらに、2次相談窓口として、成年後見支援センターかけはしと連携を行い、成年後見制度等の活用に向けた支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が介護保険を始めとする様々なサービスを適切に利用できるように、医療機関・サービス事業者・行政等の関係機関との連携や多職種の協働により、介護支援専門員への支援を行います。また、市所管課が実施するケアプラン検証会議後、必要に応じて介護支援専門員に対する支援を行います。

令和8年度 介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業 業務委託事業所

令和8年2月25日現在

No.	居宅介護支援事業所名	住 所	電話番号	指定介護 予防支援	開設日	ケアマネ数 (常勤換算)	令和7年度 委託実績
1	JAあづみ指定居宅介護支援事業所	安曇野市豊科南穂高2728番地1	87-0380		H17.3.1	2	○
2	居宅介護支援事業所アイ・ユーほたか	安曇野市穂高4563番地7	84-0202		H11.7.30	4	○
3	居宅介護支援事業所あず	安曇野市穂高柏原1542-6	87-5272		H24.5.1	1	○
4	居宅介護支援事業所ケアマネあずさ	松本市梓川梓1645-1	78-5814		H12.4.1	3	
5	居宅介護支援事業所あづみの	安曇野市穂高北穂高1716-1	81-1222		H12.4.1	6.8	○
6	安曇野赤十字病院居宅介護支援事業所	安曇野市豊科5685	72-3170		H12.4.1	2	○
7	あんずの木居宅介護支援事業所	安曇野市三郷明盛1615 2F	50-7781		R6.4.1	2.6	○
8	オフィスリビング	安曇野市豊科田沢4642-3	74-6312		R2.4.1	2.3	○
9	かぐや姫居宅介護支援事業所	安曇野市穂高6071番地9	88-2803		R3.2.16	2	○
10	ケアプランセンターcarina五反田	東京都品川区西五反田3-10-9	03-5496-8776		H27.2.1	2	○
11	ケアサポートきずな	安曇野市堀金烏川5119番地	87-8016	○	H25.6.1	3	○
12	ケアプランわらわ	安曇野市豊科高家5809-1	71-2525		R6.3.16	3	○
13	居宅介護支援事業所こうしゅう松川	北安曇郡松川村5650番地54	0261-61-1828		H16.7.16	4.8	○
14	居宅介護支援事業所こうしゅう穂高	安曇野市穂高6571番地	87-7018		R3.6.16	2	○
15	居宅介護支援事業所こだま	安曇野市堀金烏川1079-1	88-3550		H18.8.1	3	○
16	サクラケア松本店	松本市梓川倭466-3	78-6255	○	H30.8.10	4	○
17	ケアプランニングオフィスさらん	安曇野市豊科4021-9 レジデンス吉野1B	72-8806		H23.4.1	1	○
18	居宅介護支援事業所サルビア	松本市梓川倭2682番地1	88-3026		H23.6.1	4.3	○
19	サンクス居宅介護支援事業所	安曇野市穂高有明9990-1	88-6855		H19.1.1	3	○
20	塩原薬局	松本市波田5445-4	92-2155		H16.4.1	2	
21	ケアプランすみれ	安曇野市穂高1380 はうすあづみA棟106号	87-8108		R2.11.1	1	○
22	居宅介護支援事業所たきべ野	安曇野市豊科高家5090番地1	71-4132		H17.5.1	1	○
23	ケアプラン とまり木	安曇野市穂高有明1836-2	070-4468-3362		H30.9.1	1.5	○
24	居宅介護支援事業所とよしな	安曇野市豊科5633-1	71-4624		H12.4.1	1	○
25	ケアプランなかむら	安曇野市穂高柏原1425番地1	87-6588	○	R1.10.1	1	○
26	鍋林松本居宅介護支援事業所	松本市双葉8番10号	87-7770		H30.7.1	1	○
27	居宅支援センターふれあい	松本市征矢野2丁目12番46号	090-1245-8518		H17.4.1	16	○
28	ほっとひだまり	安曇野市豊科高家781番1	73-2086		H26.5.16	1.8	○
29	居宅介護支援センターまがりっと	安曇野市三郷温2195-1 カーサナガオ106	88-6990		H16.11.16	4.2	○
30	暮らし・ケア・IT までな	安曇野市豊科2248-1	080-4891-5190	○	R5.9.1	1	○
31	居宅介護支援事業所わがや	松本市島立2237-62	48-2335		H21.4.1	1	○
32	松本協立居宅介護支援センター	松本市巾上9-26	35-6454		H11.7.30	9.78	○
33	孝明居宅介護支援事業所	安曇野市穂高北穂高2531-3	82-1323		H12.9.29	1	○
34	安曇野市社協居宅介護支援センター	安曇野市豊科4160-1	71-5735		H17.10.3	21	○
35	相談支援センター集	安曇野市豊科2210-10	55-6829		H30.4.1	1.7	○
36	セントラル・ビオス	松本市大手2-9-23	39-5888		H18.8.1	2	○
37	相澤居宅介護支援事業所あずみの	安曇野市穂高787	31-3171	○	H26.4.4	5	○
38	安曇野南介護相談センター	安曇野市三郷明盛1491	77-6776		H12.4.1	4	○
39	介護サービス百寿しが	松本市会田4023-1	64-1131		H15.7.1	1	○
40	居宅介護支援事業所風を詠む	安曇野市豊科南穂高442-7	71-3277		H21.6.1	1.3	○
41	居宅介護支援事業所 和	安曇野市豊科5179-1	090-5335-7930		H19.7.1	1.3	○
42	ふれあい介護サービスセンター居宅介護支援事業所	長野市大字鶴賀緑町1714-5	026-225-0303		H11.7.30	6	○
43	ケアオフィスウィッシュおじり	塩尻市広丘野村2050-10	50-5161		H23.5.1	1.5	○
44	居宅介護支援事業所日々輝	松本市両島13-33	50-9783		R6.3.16	1	○
45	松本福祉センター	松本市大手4-10-16	88-3090		R3.3.1	5.3	
46	穂高病院 居宅ケアプランふるる	安曇野市穂高4303-1北棟2階	31-6811	○	R7.7.1	2	○
47	あんずの木松本居宅介護支援事業所	松本市神林2660-10 フレグランスM5203号	88-7900	○	R7.8.1	2.3	○
48	一之瀬居宅介護支援事業所	松本市島立 2100-2	48-6601		R7.3.9	2	
49	あがたケアサポート	松本市県2-4-7	87-1850		R7.9.15	1	○

令和 7 年度第 1 号介護予防支援事業委託先事業所の選定（追加）（案）について

「安曇野市介護保険条例」第 14 条第 2 号の規定に基づき、令和 8 年 2 月 1 日付下記の指定居宅介護支援事業所の選定について意見を求めます。

記

No.	業務委託	指定居宅介護支援事業所名 (運営法人)	内 容
1	第 1 号介護予防支援事業委託先事業	居宅介護支援事業所こはる (合同会社こはる)	所在地：安曇野市穂高柏原 1465 番地 30 事業所開設日：令和 8 年 2 月 1 日 内容：事業者が業務の受託を希望しており、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事するため、委託先として妥当である。

※令和 7 年度第 3 回安曇野市介護保険等運営協議会においてご承認をいただきました、事業所の開設と同時に介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所であり、要件を満たしていることから、2 月 1 日からみなしで第 1 号介護予防支援事業委託を開始しており、その報告となります。

令和7年度第1号介護予防支援事業委託先事業所の選定（追加）（案）

【補足資料】

指定居宅介護支援事業所（運営法人）	管理者の氏名（職名）	運営方針	サービスの特色	人員等	運営規程
居宅介護支援事業所こはる（合同会社こはる）	入江 さとみ（主任介護支援専門員）	利用者の自立支援を目的として、利用者の意志を尊重してその状況に応じた適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるように必要なケアをマネジメントする。	利用者が可能な限り自立した日常生活を送れるように、必要な支援を計画的に提供する。アセスメント、介護予防サービス・支援計画表の作成、サービス調整、モニタリング、地域との連携。	介護支援専門員数： 常勤換算で 1人	別紙運営規程参照

運 営 規 程

事業所名	居宅介護支援事業所 こはる
サービスの種類	指定居宅介護支援事業 介護予防支援事業

1. 事業の目的、運営方針

この事業は要介護状態及び要支援状態となった利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、配慮して行うことを目的とし、その運営に当たっては、多様な居宅介護サービス事業者との連携に努め、又、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立な立場を維持しつつ、適切に行う。

2. 従業者の職種、員数

管理者及び主任介護支援専門員 常勤1名以上

3. 従業者の職務内容

管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。

主任介護支援専門員は、利用者及びその家族からの相談を受け、居宅サービス計画の作成に関するすべての業務を担当する。

4. 営業日及び営業時間

営業日 通常 次の休業日以外の日 ・土曜日、日曜日、祝日
・年未年始 12/29～1/3

営業時間 月・火・水・木・金曜日 AM 8:30～PM 5:30

5. サービスの提供方法及び内容

利用者及びその家族から、当初電話又は訪問にて相談を受け、面接の日時を決定し、当居宅介護(予防)支援事業所の執務室あるいは、当方より利用者宅に向いて相談を受ける。介護(予防)サービス計画に当たり、利用者の要介護・要支援状態の把握を行い、解決すべき課題の分析を行う。課題分析方式については、居宅(予防)介護サービス方式等を使用する。

介護(予防)サービス計画作成に当たり、サービス担当者会議を開催し、各分野のサービス担当者の意見を聞いて計画に反映させる。サービス担当者会議は、会議参加者の日程を十分に調整したうえで、適宜、利用者宅もしくは事業所相談室等において開催し、会議録を作成する。

居宅(予防)介護サービス計画及び実施の過程において、当初の介護支援専門員は、居宅介護支援事業においては月1回程度、介護予防支援事業においては3か月に1回程度、利用者宅を訪問し利用者及びその家族の意見をよく聞き、さまざまな問題に対応する。

6. 利用料

法定代理受領分 介護報酬告示上の額とする。

法定代理受領分以外 //

7. その他の費用

通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。

8. 通常の事業の実施地域

安曇野市

北安曇郡池田町・松川村・大町市

9. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止の為次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、防止の為の研修を定期的に開催する為に、研修計画を定める。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。

10. その他の重要事項

- (1) 従業者の健康管理について留意する。
- (2) 事業所内に運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、介護サービスの種類等を掲示する。
- (3) 業務上知り得た秘密事項の保持（守秘義務の徹底）。

11. 施行日

令和 8年 2月 1日

安曇野市高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画の策定について

1 計画の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に基づき「市町村介護保険事業計画」を、3 年間に 1 度、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画として一体的に策定する。

2 計画の期間

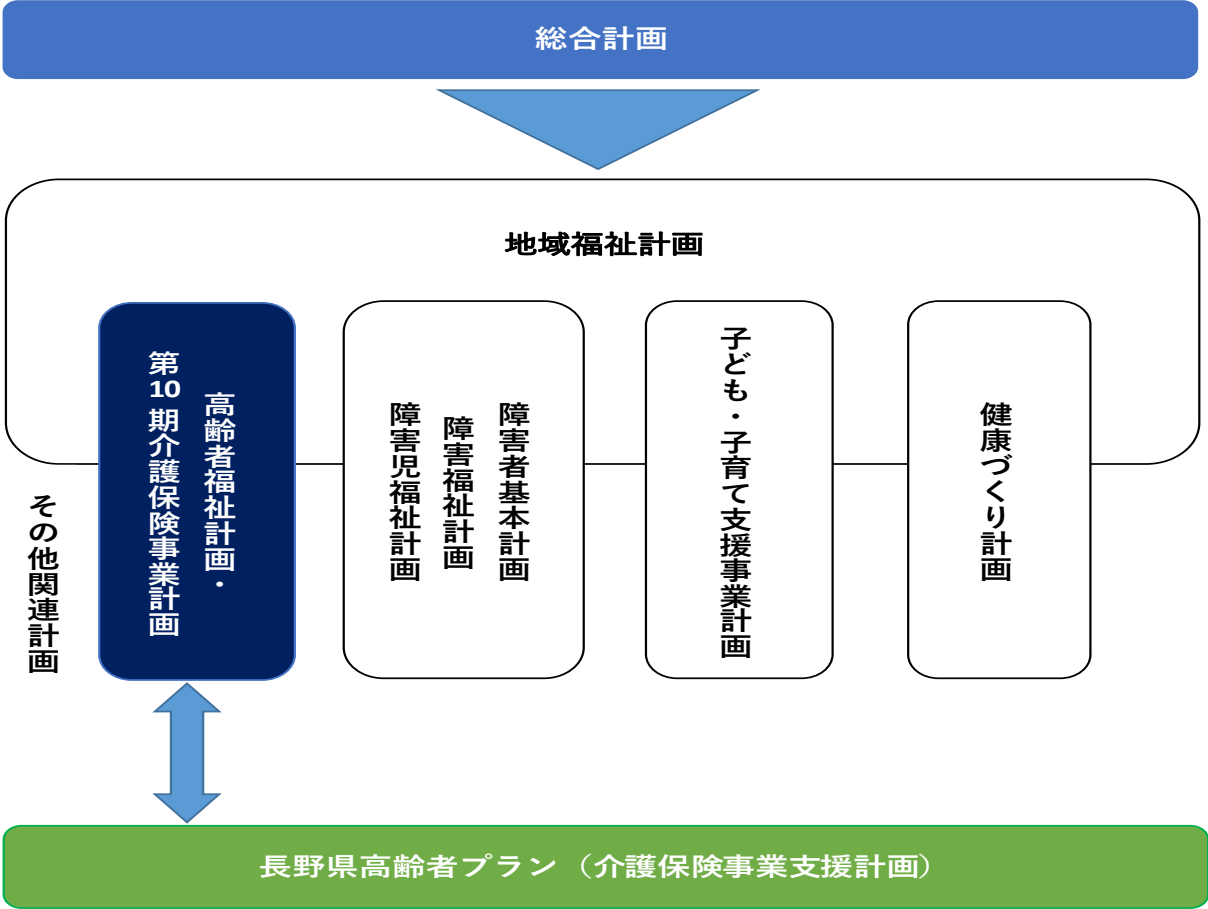
第 10 期：令和 9 年度～令和 11 年度

3 高齢者福祉計画及び第 10 期介護保険事業計画の位置づけ

第 9 期介護保険事業計画同様に、当市のまちづくりの基本となる「安曇野市総合計画」、地域福祉の将来像を示した「安曇野市地域福祉計画」、健康づくりの指針である「安曇野市健康づくり計画」等の計画との調和を図るとともに、長野県高齢者プラン（第 10 期介護保険事業支援計画）等も踏まえて策定する。

また、当計画は**認知症基本法**に基づく「**市町村認知症施策推進計画**」を兼ねて策定する。

○位置づけ



4 第10期介護保険事業計画策定に向けた取組

(1) 各種調査の実施

計画策定のための分析、準備として、以下の調査の実施をする。

名 称	内 容	対象者	実施時期予定
高齢者実態調査 (居宅要介護・要支援認定者分)	高齢者の生活実態や介護サービスの利用に対する意向を調査するとともに、家族介護者の意識、実態等を把握する。	2,000名	11月下旬から12月下旬
高齢者実態調査 (元気高齢者分)	高齢者の生活実態や介護に関する意識等を調査する。	1,000名	11月下旬から12月下旬
在宅生活改善調査	現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を検討する。	市内居宅介護支援事業所、小多機、看多機事業所	令和8年3月下旬から4月下旬
介護サービス参入意向調査	計画における介護サービス見込み及び介護サービス基盤整備のために、参入意向を把握する。	市内で介護サービス事業を予定している事業者	令和8年3月下旬から4月下旬

高齢者実態調査（居宅要介護・要支援認定者分）回収 1,287通 回収率 64.35%

高齢者実態調査（元気高齢者分）回収 723通 回収率 72.30%

令和8年2月6日〆切 県調査分析委託業者に発送済

令和7年度末（令和8年3月末）に安曇野市へ分析データ及び調査票送付

令和8年4月以降に安曇野市が委託する業者が詳細な分析を行う。

(2) 各種調査の分析

調査会社に集計及びグラフ化を委託予定（期間：令和7年7月31日まで）。また、「見える化システム」（国が提供する介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム）を活用し、分析を行う。

(3) 基本方針

現計画の達成状況の点検及び評価を踏まえつつ、各種調査の集計・分析の上、在宅福祉サービスの方針、国の基本指針（※）に基づき、区域の設定、各年度における介護サービス量の見込み（区域毎）、各年度における施設サービス等の必要定員数（区域毎）、各年度における地域支援事業の量の見込み、介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標等を記載する。

ア 介護サービスの基盤整備

施設サービス等の必要定員数により、計画期間の施設サービス等の整備数を計画する。

イ 介護保険料の見込み

計画期間における介護サービス量の見込み及び地域支援事業の見込みから、3年間に必要となる介護保険料の必要額を計画する。ただし、介護保険料については、当該計画に基づき、安曇野市介護保険条例改正の議決により決定する。

※ 国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために定める基本指針（介護保険法第116条）（基本指針案は令和8年7月頃提示予定）

(4) 策定の体制

安曇野市介護保険等運営協議会において、現計画の達成状況の点検及び評価を行い、計画素案等を協議し、策定する。また、現計画において、庁内関係各課と連携した施策については、事業ごとに個別に評価を行い、次期計画に反映する。

5 策定に向けたスケジュール（予定）

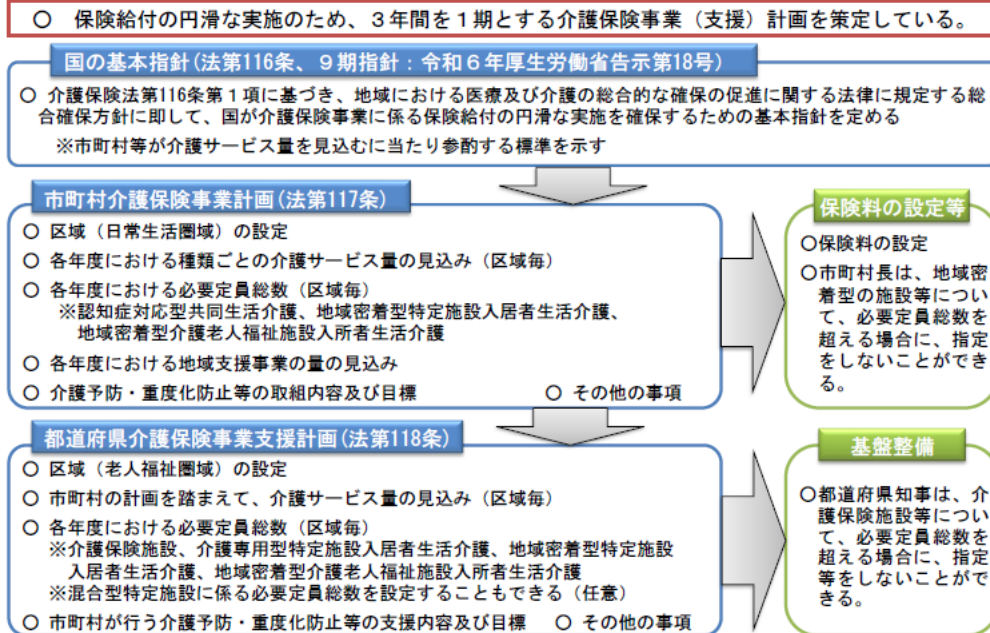
計画策定に向けた介護保険等運営協議会の開催数及び市の大まかな予定は以下のとおり。

年月	介護保険等運営協議会	市
令和8年 5月下旬	【第1回介護保険等運営協議会】 ・ 基本的事項・スケジュール協議	現計画の検証・策定に向けた情報収集
7月下旬	【第2回介護保険等運営協議会】 ・ 令和7年度決算見込み報告 ・ 各種調査結果の確認・協議 ・ 基本指針に基づく記載事項の検討 ・ 基本目標等の検討	
9月下旬	【第3回介護保険等運営協議会】 ・ 計画素案検討①	各種調査の集計分析 計画素案の検討・作成
11月上旬 から中旬	【第4回介護保険等運営協議会】 ・ 計画素案検討② ・ 第10期介護保険料の段階等検討	
2月下旬	【第5回介護保険等運営協議会】 ・ パブリックコメント結果報告 ・ 計画報告 ・ 計画概要版検討	11月下旬～12月下旬予定 計画素案のパブリックコメント実施
		3月予定 計画書等製本

○参考資料

第10期介護保険事業計画作成に向けた各種調査等に関する説明会（令和7年8月8日書面開催）より抜粋

介護保険事業(支援)計画について



11

第10期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール

年月	市区町村	都道府県	国
令和7年7月	計画作成のための調査分析・準備	連絡会議等で市町村へ情報提供	各種調査等に関する説明動画配信
8月	調査内容を検討し、調査を実施 ※ 調査にあたって、課題や検討事項を整理することで、何を把握すべきかも整理。	連絡会議等で市町村へ情報提供	介護保険部会等で （制度改正の議論）
9月			
10月			
11月			
12月	調査結果、サービス給付実績等を分析・考察	連絡会議等で市町村へ情報提供	介護保険部会（基本指針見直し議論）
令和8年1月			
2月	計画に盛り込む内容を検討	連絡会議等で市町村へ情報提供 （随時）都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催	課長会議（第10期計画に関する基本的考え方を提示） 推計ツール暫定版の提供
3月			
4月			
5月			
6月	サービス見込量等の設定作業開始	連絡会議等で市町村へ情報提供	課長会議（基本指針案の提示） 推計ツール暫定版の提供
7月			
8月	サービス見込量の設定作業	サービス見込み量の仮設定	都道府県との調整
9月			
10月	サービス見込量、保険料の仮設定	国との調整 市町村の広域調整	都道府県との調整
11月			
12月	都道府県との調整 見える化システムで見込量と保険料を報告（～3月）	都道府県との調整	報酬改定率等の係数を設定
令和9年1月	介護保険事業計画を議会に報告 介護保険条例の改正	介護保険事業支援計画を議会に報告	（制度改正準備）
2月			
3月			
4月	第10期介護保険事業計画スタート		

27